

○北杜市景観条例

平成23年3月25日

条例第3号

改正 平成28年3月23日条例第11号

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 景観形成の推進

第1節 景観計画（第9条・第10条）

第2節 景観形成推進地区（第11条・第12条）

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木（第13条—第16条）

第3章 市民等との協働による景観まちづくりの推進（第17条）

第4章 景観計画区域内における行為の制限等（第18条—第27条）

第5章 表彰及び支援（第28条・第29条）

第6章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画を策定し、その他必要な事項を定めることにより、市民、事業者、観光客等及び市の協働による景観まちづくりを進め、もって北杜市の美しく風格のある風景づくりの推進及び愛着と誇りの持てる郷土の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 景観形成 良好な景観を保全し、育成し、又は創造することをいう。
- （2） 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- （3） 工作物 土地若しくは建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この項及び第20条において同

じ。)に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物以外の物で規則で定めるものをいう。

(4) 市民等 市の区域内に居住する者、市の区域内で事業を営む者及び市の区域内に土地又は建築物を所有する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除き、法及びこれに基づく政令において使用する用語の例によるものとする。

(基本理念)

第3条 美しく良好な景観は、潤いのある豊かな生活環境の創造、観光その他の地域の活力の向上に大きな役割を担うものであることに鑑み、市民が愛着と誇りの持てる景観が将来にわたって継承されるよう、市民、事業者、観光客等及び市の協働により、その整備、保全及び育成が図られなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、景観形成に関する理解を深めるとともに、良好な景観を形成する主体であることを認識し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、自ら行う事業活動に関し、景観形成に沿うよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(観光客等の協力)

第6条 市の区域内に別荘等を有する二地域居住者は、第4条に規定する市民の責務と同等の役割を果たすよう努めなければならない。

2 観光客等(前項の二地域居住者及びその他多様な来訪者をいう。以下同じ。)は、自らのマナーの向上に努め、市の目指す景観形成に対して理解と協力をするよう努めなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念に基づき、良好な景観の形成を推進するための施策を策定

し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市は、景観形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する市民、事業者及び観光客等の理解を深めるよう努めなければならない。
- 4 市は、景観に影響するまちづくり施策に関する計画を策定し、及びこれを実施するときは、景観形成に十分配慮するとともに、景観形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 5 市は、協働による景観形成（以下「景観まちづくり」という。）を促進するため、市民及び事業者との意見交換の機会又は学習の機会を設けるよう努めなければならない。

（国等に対する協力要請）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観形成の推進

第1節 景観計画

（景観計画の策定等）

第9条 市長は、景観形成を総合的に推進するため、景観計画を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、パブリックコメントの実施その他市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、北杜市まちづくり審議会条例（平成22年北杜市条例第10号）に規定する審議会（以下「まちづくり審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、公衆への縦覧のほか当該景観計画の周知のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 前3項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（景観計画区域）

第10条 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、市の全域とする。

2 市長は、景観計画区域を次の景観形成地域に分類し、それぞれに適した景観形成を図るものとする。

(1) 田園集落景観形成地域（里山や市街地を含み、田園集落景観をなす地域をいう。）

(2) 山岳高原景観形成地域（自然公園及び山岳・森林・高原観光リゾート景観をなす地域をいう。）

第2節 景観形成推進地区

（景観形成推進地区の指定等）

第11条 市長は、積極的に景観形成を図る必要があると認める地区について、規則で定めるところにより景観形成推進地区（以下この条及び次条において「推進地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進地区を指定したときは、その旨を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、推進地区の指定の変更について準用する。

（推進地区における組織）

第12条 市長は、推進地区を指定しようとするときは、景観まちづくりを推進するため、当該推進地区に対し、地区まちづくり市民委員会（第17条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の設置に努めるよう要請するものとする。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

（景観重要建造物の指定等）

第13条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ、所有者の同意を得るとともに、まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、所有者に通知するとともに、その旨を公表し、標識を設置しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の

指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の所有者の管理義務)

第14条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災上必要な措置を講ずること。
- (2) 定期的な点検を実施すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等)

第15条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、所有者の同意を得るとともに、まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、所有者に通知するとともに、その旨を公表し、標識を設置しなければならない。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の所有者の管理義務)

第16条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 必要に応じ、^{せん}剪定及び枝打ちを実施すること。
- (2) 必要に応じ、病虫害の駆除を実施すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

第3章 市民等との協働による景観まちづくりの推進

(市民組織)

第17条 市民等は、市の区域内の一定の地区内において、景観まちづくりの推進を目的とする、地区まちづくり市民委員会（北杜市まちづくり条例（平成23年北杜市条例第2号）第8条第1項に規定するものをいう。以下この条及び第29

条において「市民委員会」という。)を組織することができる。

2 市民委員会を組織する場合は、北杜市まちづくり条例第8条から第12条までの規定によるものとする。

第4章 景観計画区域内における行為の制限等

(届出を要する行為)

第18条 法第16条第1項第4号に規定する届出を要する行為(以下この章において「届出対象行為」という。)は、第10条第2項各号に掲げる景観形成地域に応じ、別表第1に定める行為とする。

(届出対象行為の届出)

第19条 届出対象行為を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、届出対象行為の変更について準用する。

(事前協議)

第20条 届出対象行為のうち次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、その行為の内容について市長と協議しなければならない。

(1) 建築物で、その高さが13メートルを超えるもの

(2) 工作物で、その高さが20メートルを超えるもの

(届出を要しない行為)

第21条 法第16条第7項第11号に規定する届出を要しない行為は、別表第2に定める行為とする。

(景観形成基準への適合)

第22条 景観計画区域内において届出対象行為を行おうとする者は、規則で定める景観形成基準に適合するものにしなければならない。

(特定届出対象行為)

第23条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為(第21条に規定するものを除く。)とする。

(助言又は指導)

第24条 市長は、第19条の規定による届出があった場合において、良好な景観

の形成のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、規則で定める景観形成基準に基づき、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をするものとする。

(勧告又は命令)

第25条 市長は、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による勧告又は命令をすることができる。

2 市長は、前項の勧告又は命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

(届出対象行為に係る通知書)

第26条 市長は、第19条の規定による届出があったときは、第22条に規定する景観形成基準との適合性について審査し、その結果を当該行為者に通知するものとする。

(勧告等に従わなかった旨の公表)

第27条 市長は、第25条第1項の規定による勧告又は命令を受けた者がその勧告又は命令に従わないと認めるときは、その者の氏名及びその内容(次項において「氏名等」という。)を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により氏名等を公表しようとするときは、あらかじめ、その者の意見を聴く機会を設ける等必要な措置を講じなければならない。

第5章 表彰及び支援

(表彰)

第28条 市長は、景観まちづくりに著しく貢献したと認められる個人又は団体を表彰することができる。

(支援)

第29条 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者等に対し、その保全等のために必要な技術的援助を行い、又はその保全等に要する費用の一部を助成することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、景観形成の活動を行うもの又は市民委員会に対し、専門家の派遣その他景観形成に関する支援を行うことができる。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に着手されている届出対象行為については、第19条及び第20条の規定は適用しない。

附 則 (平成28年3月23日条例第11号)

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

別表第1 (第18条関係)

(1) 田園集落景観形成地域

届出を要する行為の種類		届出を要する行為の対象	
建築物	新築、改築、増築又は移転	高さが13メートルを超えるもの又は行為部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	
	外観の模様替え又は色彩の変更	高さが13メートルを超えるもの又は床面積の合計が500平方メートルを超えるもので、かつ、変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えるもの	
工 作 物	新築、増改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	垣、柵、塀の類	高さが3メートルを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さが15メートルを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さが13メートルを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さが13メートルを超えるもの又は築造面積が500平方メートルを超えるもの
	事業用太陽光発電施	出力10キロワット以上のもの	

	設（建築物へ設置するものを除く。）
土地の形質の変更	行為面積が1,000平方メートルを超えるもの又は高さが3メートルを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が1,000平方メートルを超えるもの又は高さが5メートルを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さが5メートルを超えるもの又は面積が1,000平方メートルを超えるもので、その対象期間が90日を超えるもの
木竹の伐採	土地の用途変更を目的としたもので、伐採面積が300平方メートルを超えるもの

(2) 山岳高原景観形成地域

届出を要する行為の種類		届出を要する行為の対象	
建築物	新築、改築、増築又は移転	行為部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの	
	外観の模様替え又は色彩の変更	変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えるもの	
工 作 物	新築、増改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	垣、柵、塀の類	高さが1.5メートルを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さが15メートルを超えるもの (特定区域については、高さが10メートルを超えるもの)
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さが5メートルを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さが5メートルを超えるもの又は築造面積が10平方メートルを超えるもの
		事業用太陽光発電施設	出力10キロワット以上のもの

	設（建築物へ設置するものを除く。）
土地の形質の変更	行為面積が300平方メートルを超えるもの又は高さが1.5メートルを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が300平方メートルを超えるもの又は高さが1.5メートルを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さが1.5メートルを超えるもの又は面積が100平方メートルを超えるもので、その対象期間が90日を超えるもの
木竹の伐採	土地の用途変更を目的としたもので、高さが10メートルを超えるもの又は伐採面積が300平方メートルを超えるもの

別表第2（第21条関係）

<p>(1) 自然公園、河川区域又は国若しくは県指定の文化財等の指定地域（それぞれの法令に基づいた許認可又は届出が必要なもの）で行う行為</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置を行う行為</p> <p>(3) 建築物及び工作物のうち、仮設のもの又は外観の変更を伴わない改築</p> <p>(4) 木竹の伐採のうち、次に掲げる行為</p> <p>ア 農業又は林業を営むために行う行為</p> <p>イ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行う行為</p> <p>ウ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p> <p>(5) 屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為</p> <p>(6) 土地の形質の変更であり、かつ、宅地の造成及び土地の開墾以外の行為で、農業、林業又は漁業を営むために行う行為</p> <p>(7) 地盤面下又は水面下における行為</p> <p>(8) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>(9) 国及び地方公共団体が行う行為（届出対象行為にあつては、事前に通知が必要）</p>
--